

日本年金機構 平成24年度業務実績評価 評価一覧

平成24年度事業計画	個別的な評価にあたっての視点	日本年金機構の自己評価	厚生労働省の評価(案)
I 年金記録問題への対応に関する事項	I 年金記録問題への対応に関する事項		
(1) 年金記録問題に関する未解明事案についての実態解明	(1) 計画的にねんきん特別便、ねんきん定期便、各種解明作業に基づく「年金記録の確認のお知らせ」(黄色便)等の未送達者に対する再送付の回答に係る記録確認作業等を進め、また、再裁定の迅速な処理を維持したか。	A	B
(2) 基礎年金番号に未統合になっている記録の統合・解明			
(3) 受給者・加入者への年金記録の確認作業			
(6) 年金記録の訂正や再裁定後の支給等を迅速に行うための体制整備			
(4) 紙台帳検索システムによるコンピューター記録と紙台帳等の突合せ	(2) 紙台帳とコンピューター記録の突合せについて、受給者の突合せを進めるとともに、該当者への通知作成等の体制強化を行うなど、重点的に処理を進めたか。	S	A
(5) 「気になる記録の確認キャンペーン」の実施	(3) 「ねんきんネット」等による情報提供の充実に努めるとともに、「気になる年金記録、再確認キャンペーン」について取組を進めたか。	A	A
(8) ねんきん定期便やねんきんネット等による情報の提供			
① ねんきん定期便の送付			
② ねんきんネットの充実			
(9) 厚生年金基金記録との突合せ	(4) 厚生年金基金記録との突合せについて、重点的に処理を進めたか。	S	A
(7) 年金事務所段階での記録回復の促進等	(5) その他年金記録問題の解決に向けて必要な取組を計画的に進めたか。	A	B
(10) 基礎年金番号の正確性の確保			
・その他年金記録問題の解決に向けて必要な取組を進める。			

平成24年度事業計画	個別的な評価にあたっての視点	日本年金機構 の自己評価	厚生労働省 の評価(案)
II 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
1. 適用事務に関する事項			
(1) 国民年金の適用事務の確実な実施			
① 住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した20歳到達者等に対する届出勧奨	(1) 住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した20歳到達者等に対する届出勧奨、第3号被保険者の不整合記録を系統的に抽出し第1号被保険者への種別変更手続きを確実に実施すること等適用促進に向けた対策を着実に推進したか。	A	B
② 第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを確実に実施			
③ 市町村や公共職業安定所との連携			
(2) 厚生年金保険・健康保険・船員保険の適用の促進			
① 未適用事業所の適用促進	(2) 厚生年金保険等の適用を促進するため、未適用事業所の適用の促進、事業主からの適正な届出の促進、厚生年金特例法に従った対応を行ったか。特に未適用事業所の正確な実態把握に努め、加入指導等を実施したか。また、平成24年度行動計画を策定し、取組の効果的・効率的な推進に努めたか。 【数値目標】	A	A
② 事業主からの適正な届出の促進	重点的加入指導など各種取組：中期計画期間中のできるだけ早い時期に平成18年度の実績を回復することを念頭に、適切に設定した目標		
③ 厚生年金特例法への対応			
2. 保険料等収納事務に関する事項			
(1) 国民年金の納付率の向上			
① 国民年金保険料の納付率の向上に向けた取組と目標設定(納付率・口座振替実施率等)			
② 市場化テスト受託事業者との連携	(1) 国民年金の納付率向上に向けて、市場化テスト受託事業者との連携の強化、収納対策強化指定年金事務所の進捗管理の強化、強制徴収の着実な実施等に取り組んだか。また、平成24年度行動計画を策定し、取組を効果的・効率的に推進したか。 【数値目標】行動計画に記載した以下の目標		
③ 収納対策強化指定年金事務所の指定	ア 平成22年度の最終納付率：平成22年度の現年度納付率から5.5ポイント程度の伸び幅を確保		
④ 強制徴収の着実な実施	イ 平成24年度末における平成23年度分保険料の納付率：平成23年度末から4ポイント程度の伸び幅を確保	B	B
⑤ 免除等申請勧奨の着実な実施	ウ 平成24年度の現年度納付率：平成21年度の納付実績を上回る水準を確保することにより、60%台に回復		
⑥ 保険料の納め忘れ防止、保険料を納めやすい環境作り	エ 口座振替実施率：前年度と同等以上の水準を確保		
⑦ 市区町村、各種団体との連携・協力	オ コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる納付件数の合計数：前年度と同等以上の水準を確保		
⑧ 公的年金制度に対する理解の促進			
⑨ 年金確保支援法の施行に向けた的確な準備と対象者への届出勧奨の実施			
⑩ 更なる収納対策の強化			

平成24年度事業計画	個別的な評価にあたっての視点	日本年金機構の自己評価	厚生労働省の評価(案)
(2) 厚生年金保険・健康保険・船員保険等の徴収対策の推進 ① 口座振替の推進 ② 滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分	(2) 厚生年金保険等の収納確保に向けて、口座振替の推進、滞納事業所に対する納付指導や滞納処分の実施に取り組んだか。また、平成24年度行動計画を策定し、取組を効果的・効率的に推進したか。 【数値目標】 ・ 口座振替実施率: 前年度と同等以上の水準を確保	A	A
3. 給付事務に関する事項 ① 迅速な決定 ② 正確な支給 ③ 年金受給にできる限り結びつけていくための取組 ④ 住基ネットを活用した届出手段の簡素化	○ サービススタンダードの達成率が前年度の実績を上回り、中期計画の最終年度における目標である90%にできるだけ近づけるように取組を推進すること等年金給付の迅速な決定に向けた取組や年金給付の事務処理誤りを防止するための措置、年金受給にできる限り結びつけていくための取組等を行ったか。 【数値目標】 ・ 毎年度のサービススタンダードの達成率: 前年度の当該率と同等以上の水準を確保(最終年度においては、当該率を90%以上とすることを旨とする。)	C	C
4. 相談、情報提供に関する事項 (1) 年金相談の充実 ① 難易度の高い相談に対する正規職員による対応体制の計画的な構築 ② 年金相談の実施 ③ 待ち時間について、「通常期で30分、混雑期でも1時間を超えない」ための対策の実施 ④ 相談窓口の待ち時間等情報表示サービスの拡大 ⑤ ねんきんダイヤルの応答率の向上 ⑥ 「年金相談事跡管理システム」の活用及び「来訪相談窓口管理運営マニュアル」に基づく窓口仕分けの徹底 ⑦ 年金事務所の業務改善等の全国展開 ⑧ 年金相談事業における都道府県社会保険労務士会への委託の拡大 ⑨ 常設型出張相談所の充実 ⑩ 社会保険労務士会と年金事務所との連携・協力 ⑪ 他の機関・団体との連携・協力 ⑫ 端末装置の設置及びねんきんネット協力市区町村数の拡大 ⑬ 年金相談マニュアルの充実等円滑かつ効率的に対応できる相談体制の整備	○ 難易度の高い相談対応は、基本的にスキルを持った正規職員で対応する体制を計画的に構築するとともに、年金相談の待ち時間について、通常期で30分、混雑期においても1時間を超えないように努めるなど、年金相談の充実に向けた取組を行ったか。 【数値目標】 ・ 来所相談の待ち時間: 通常期30分、混雑期1時間を超えないよう努める ・ ねんきんダイヤル応答率: 前年度の当該率と同等以上の水準を確保(最終年度においては、当該率を70%以上とすることを旨とする。)	S	A

平成24年度事業計画	個別的な評価にあたっての視点	日本年金機構の自己評価	厚生労働省の評価(案)
(2) 分かりやすい情報提供の推進	○ 目的・対象に応じた適切な媒体の選定による、より効果的な周知活動の実施等を図ったか。また、年金個人情報提供の充実を図ったか。	A	B
① 社会保険事業の効果的な周知活動			
② 年金個人情報の提供の充実			
5. お客様の声を反映させる取組に関する事項	○ お客様向け文書の改善に取り組むとともに、年金事務所におけるお客様モニター会議のモデル実施等により収集したお客様の声を踏まえたお客様目線でのサービス向上や、「サービス・業務改善コンテスト」により全国展開が相応しいとされた取組についての全国展開の推進など現場主導のサービス改善等を行ったか。	S	A
① お客様へのお約束			
② お客様向け文書の改善			
③ 現場主導のサービス改善			
④ お客様の声の集約			
⑤ 窓口サービスの改善			
⑥ 分かりやすい情報提供			
⑦ 開かれた組織運営			
6. 電子申請等の推進に関する事項	○ 電子媒体申請の対象届書の拡大や事業主等への広報・普及啓発を行うとともに、事務処理の効率化を図るなど、電子申請の利用を促進する取組を推進したか。 また、市町村を通じて報告を受ける国民年金関係届書等の電子媒体化の実施に向けて取組を進めたか。 【数値目標】 ・事業主等が反復的又は継続的に利用する社会保険関係の主要手続のオンライン利用率:23年度末に65%	B	B

平成24年度事業計画	個別的な評価にあたっての視点	日本年金機構の自己評価	厚生労働省の評価(案)
Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項	Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項		
1. 効率的な業務運営体制に関する事項	○ 平成22年度に策定した業務改善工程表及びシステム再構築工程表に基づき、各種取組を適切に進捗管理し、着実に実施したか。また、都道府県単位の事務センターに集約されている業務処理について、正確性の向上や効率化を図るとともに、標準化を進めたか。	B	B
①業務処理要領の充実・精緻化等による業務の標準化及び事務処理誤りの未然・再発防止			
②業務改善工程表及びシステム再構築工程表に基づく各種取組の適切な進捗管理			
③都道府県単位の事務センターにおける業務処理の効率化・標準化			
2. 運営経費の抑制等に関する事項	○ 人件費について、国家公務員の給与水準の動向等を踏まえ、効率化を図ったか。また、一般管理費(人件費を除く。)及び業務経費について、執行状況を分析してコストの可視化を行い、コスト意識の徹底を図るとともに、効率的な執行を進めたか。 【数値目標】 ・ 一般管理費(人件費除く.):最終年度において、22年度比で12%程度に相当する額の削減 ・ 業務経費(年金記録問題対策経費、年金相談等事業経費及び特殊要因により増減する経費を除く.):最終年度において、22年度比で4%程度に相当する額の削減	A	B
①人件費について国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢も踏まえた効率化			
②一般管理費及び業務経費の効率的な執行			
3. 外部委託の推進に関する事項	○ 納付督促等の外務委託を引き続き推進するとともに、委託業者の適切な選定、委託業者の業務内容の適正な管理・監視等を実施したか。	B	B
①納付督促等の外部委託			
②委託業者の適切な選定			
③委託業者の業務内容の適正な管理・監視			
④複数年契約の活用			
4. 社会保険オンラインシステムの見直しに関する事項	○ 「年金記録問題検証委員会」の指摘等を踏まえ、詳細設計の前に業務プロセスの見直し等を反映した基本設計の修正を行うなどの取組を引き続き進めたか。	B	B
5. その他業務運営の効率化の取組に関する事項	○ 調達における事業者との接触及び情報収集・情報提供に係る適正な取扱いの徹底、契約予定価格が少額のものを除き、競争入札件数の占める割合を80%以上の水準とすること、調達計画額の10%以上を削減することを目指すこと等により、契約の競争性・透明性の確保・コスト削減及び調達手続きの適正化に努めたか。 【数値目標】 ・ 契約に占める競争入札の件数の割合:80%以上(契約予定価格が少額のものを除く。) ・ 調達額(実績)の調達計画額からの削減率:10%以上	B	B
①調達における事業者との接触及び情報収集・情報提供に係る適正な取扱いの徹底			
②競争入札の徹底			
③調達委員会の審査を経た調達計画に基づく年間調達計画額の策定			
④調達委員会等の開催による年間を通じた調達の進行管理等の実施			
⑤複数年契約等合理的な契約形態の活用			

平成24年度事業計画	個別的な評価にあたっての視点	日本年金機構 の自己評価	厚生労働省 の評価(案)
IV 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項	IV 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項		
1. 内部統制システムの構築に関する事項 ①コミュニケーションの活性化を通じた風通しの良い組織作りを進めるなどの組織風土改革 ②コンプライアンス意識調査等の実施を通じた職場風土の醸成に向けた意識改革 ③リスクアセスメント調査の継続的な実施及び主要リスク指標によるモニタリングの検討 ④災害対応要領の見直しなど事業継続への対応力の強化及び社会保険オンラインシステムのバックアップ環境の整備の検討 ⑤事務処理誤りについて、「総合再発防止策」に基づき、関連するシステム開発などの各種取組の推進、事務処理誤りの分析の実施及び再発防止の新たな取組等の検討 ⑥内部監査により発見された改善事項について改善状況の継続的なフォロー ⑦文書の適切な管理・保管の徹底及び保存文書の電子化の検討 ⑧システムの開発、管理及び運用の適切な実施、専門人材の確保・育成	○ 業務の有効性・効率性と法令等の遵守に重点を置くとともに、業務上のリスクを未然に防ぎ、発生した場合にも迅速に対応し、再発を防ぐことのできる厳格な内部統制の仕組みを確立する。 ○ このための取組として、コミュニケーションの活性化を通じた風通しの良い組織作りの推進、コンプライアンス意識調査や各種研修の実施、リスクアセスメント調査の継続的な実施、事務処理誤りに係る「総合再発防止策」に基づいた関連するシステム開発などの各種取組の推進、事務処理誤りの分析、再発防止の新たな取組や対応についての検討・実施等、内部監査後の改善状況についての継続的フォロー等を行ったか。	C	C
2. 情報公開の推進に関する事項 ①年次報告書(アニュアルレポート)の作成及び公表 ②年金記録問題への対応に関する業務の進捗状況等の定期的な情報提供 ③事件・事故・事務処理誤り等の組織内のルールに基づく迅速かつ的確な情報伝達の徹底等 ④業務方法書等の他、法に基づき公開が義務づけられている情報についてのホームページ掲載等	○ 年次報告書(アニュアルレポート)の作成・公表や事件・事故・事務処理誤りについての必要に応じた調査・迅速な公表等を行ったか。	A	A
3. 人事及び人材の育成に関する事項 ①戦略的な人事政策 ②人事評価制度の推進 ③人材の育成 ④適正な労務管理	○ 戦略的な人事政策の推進、評価者研修等の実施や評価結果のフィードバック面談の徹底等公平性・公正性・納得性の高い人事評価制度の推進、集合研修・通信研修・職場内研修の体系的な実施、集合研修実施後のフォローアップや効果測定を踏まえた研修内容の改善、健全で安定した労使関係の構築及び労働時間管理の徹底等の取組を行ったか。	A	A

平成24年度事業計画	個別的な評価にあたっての視点	日本年金機構の自己評価	厚生労働省の評価(案)
4. 個人情報の保護に関する事項	○ 全職員を対象とした効果的な研修、生体情報認証による厳格なアクセス制御やアクセス内容の監視、個人情報保護管理推進3か年計画(平成23~25年度)に基づく個人情報保護管理・セキュリティ対策の順次実施等を行ったか。	B	C
①全職員を対象とした効果的な研修の実施、セルフチェックによる自己診断等の実施			
②生体情報認証による厳格なアクセス制御やアクセス内容の監視等の実施			
③個人情報保護管理推進3か年計画に基づいた個人情報保護管理・セキュリティ対策を順次実施			

V 予算、収支計画及び資金計画	V 予算、収支計画及び資金計画		
(事業計画 別紙1・2・3)	○ 経費の節減を見込んだ平成24年度計画の予算を作成し、当該予算による運営を計画的に行うことができたか。	A	B

○判定基準

- 「S」:平成24年度計画を大幅に上回っている。
- 「A」:平成24年度計画を上回っている。
- 「B」:平成24年度計画を概ね達成している。
- 「C」:平成24年度計画をやや下回っている。
- 「D」:平成24年度計画を下回っており、大幅な改善が必要。